○関東地方整備局告示第百七十二号

令和八年四月二十一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
一	調布市上石原一丁目四二番二〇から同市飛田給一丁目三四番一八まで（調布市上石原一丁目四二番二〇から同市飛田給一丁目三四番一八まで）	一般国道二十号	電柱

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十三号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
一	九・〇〇メートル	〇・九三〇キロメートル	電柱
二	路線名　二十号		
三	沿道区域		

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
(一)	前	一〇・二〇～一〇・六一メートル	六二・〇〇～三一五・五八メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
(一)	後	A 一〇・二〇～一〇・六一メートル B 六二・〇〇～三一五・五八メートル	A 九・一〇五～八・九六六キロメートル B 九・一〇五～八・九六六キロメートル	
(二)	道路の種類　一般国道			
(二)	路線名　九号			
(三)	道路の区域			

調布市上石原一丁目四二番二〇から同市飛田給一丁目三四番一八まで

四　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
(一)	前	A 一〇・二〇～一〇・六一メートル B 一〇・六一～三一五・五八メートル	A 六二・〇〇～三一五・五八メートル B 六二・〇〇～三一五・五八メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
(二)	後	A 一〇・二〇～一〇・六一メートル B 一〇・二〇～一〇・六一メートル	A 九・一〇五～八・九六六キロメートル B 九・一〇五～八・九六六キロメートル	
(二)	道路の種類　一般国道			
(二)	路線名　九号			
(三)	道路の区域			

鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県西伯郡大山町下甲字六反田四七三番一から同町赤坂字井手頷一一八九番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十日

国会事項

衆議院

議案送付

四月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境省設置法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

参議院

議事日程

四月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

令和八年四月十七日（金曜日）

午前十時開議

第一　南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

議案受領

四月十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

報告書提出

四月十六日委員長から次の報告書を提出した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）審査報告書

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）審査報告書

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書

人事異動

内閣

（外務省国際協力局気候変動課長）外務事務官　田口　一穂

内閣事務官（内閣官房内閣参事官）（内閣官房副長官補付）に併任する（四月十六日）

財務省

（財務省関税局総務課長）財務事務官　大関由美子

（財務省関税局関税課長）同　三浦　隆

（財務省関税局監視課長）同　井田　直樹

（財務省関税局業務課長）同　藤中　康生

（財務省関税局調査課長）同　野田　恒平

（経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課長）経済産業技官　淺井　洋介

飯野　文　恩田登志夫

合田　浩之　長沼　健

村井　政人　川合　利直

第六十一回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）（四月十四日）　平川　英子

叙位・叙勲

○叙位

（大島商船高等専門学校名誉教授）

正四位に叙する　福田　勝哉

（山口大学名誉教授）

正四位に叙する　秋山　泉

従四位に叙する（各通）　加賀　收

正五位に叙する　柴田　孝宏